

写

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

環境大臣

原子力発電所事故収束・再発防止担当大臣
内閣府特命担当大臣(原子力行政)

細野 豪志 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

東京電力福島第一原子力発電所事故による
放射線の健康影響への対応を求める要望書

平成23年12月27日

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質が外部に放出され、すでに9か月以上が経過した現在もなお、通常時と比べて高い放射線が福島県のみならず、広範囲にわたり観測されているところです。

このような状況が長期にわたることで、特に若いお母さん方達を中心に、健康への不安が高まっており、健康影響調査の実施を強く要望されております。

現在、健康影響調査については、各県の判断の下に実施されておりますが、その対応状況は各県さまざまに分かれています。

本来、放射線の健康影響調査については、各県がそれぞれの判断や手法で行うものではなく、国が基準や方針を示し、系統だてて実施すべきものと考えます。

つきましては、放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を示すとともに、関係自治体に負担を生じさせないよう、国の責任において万全の財政措置を講ずるよう強く要望いたします。

平成23年12月27日

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

茨城県知事 橋本 昌